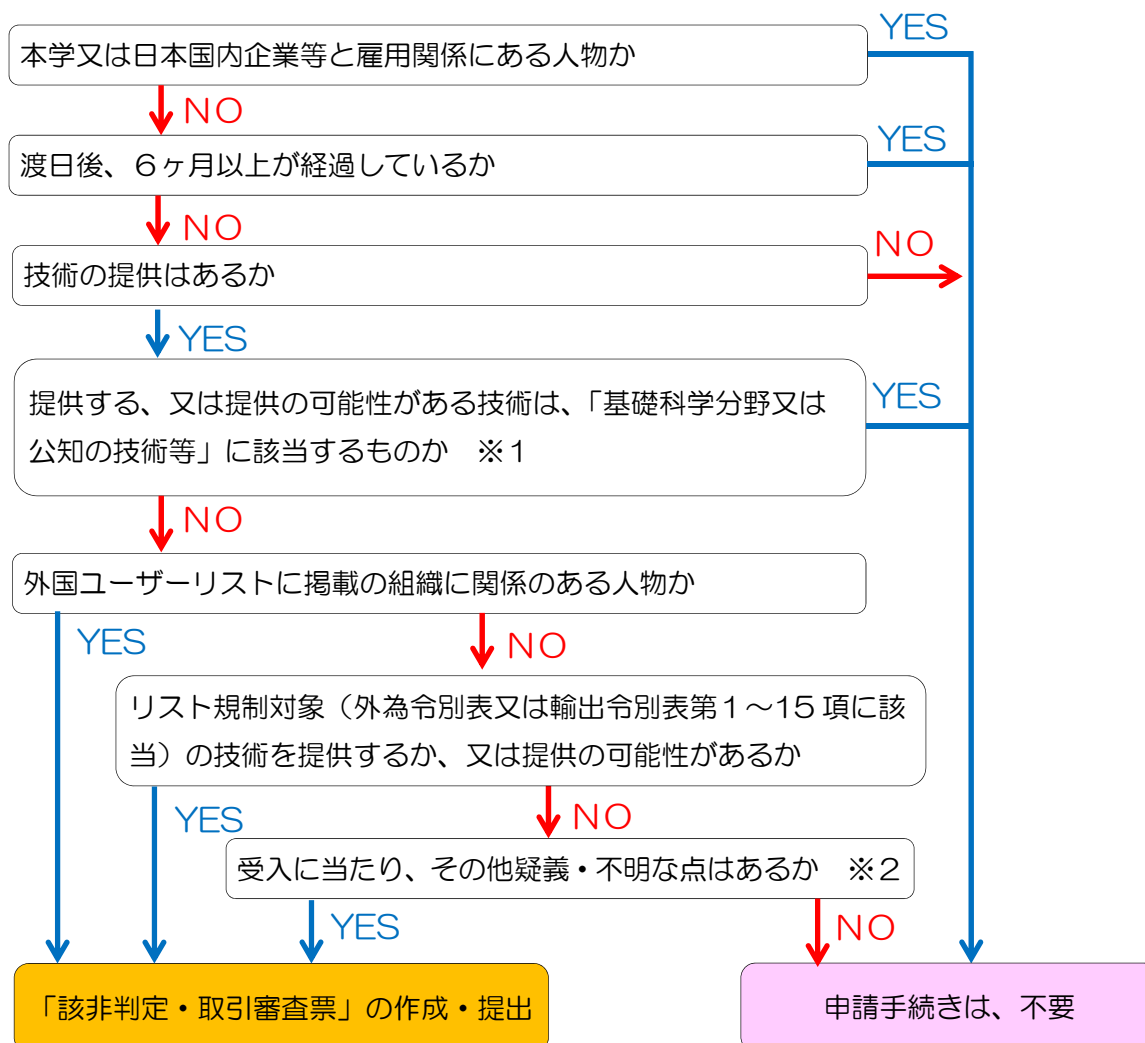


安全保障輸出管理の事前確認フロー図2 (海外からの訪問者、留学生、研究者を受け入れる場合)



※1 規制の例外：公知の技術、基礎科学分野の研究活動目的等（貿易関係貿易取引等に関する省令第9条関係）。

※2 次ぎの項目に、一つでもあてはまるものがあるか確認すること。

訪問又は留学、研究等の目的が不明又は明確ではない。

派遣元が不明又は明確ではない。

派遣元が「核兵器等の開発等」を行う又は行ったことがあるとの情報を得ている。

外国の軍・兵器製造業者又は密接に関係がある機関に所属している。

国籍が国連武器禁輸国・地域又は懸念国（輸出令別表第4地域）である。

その他の懸念情報を得ている。